毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告　示
○指定公金事務取扱者から変更の届出があった件　四五七
○県営土地改良事業計画を変更した件　四五七
○保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件二件　四五七
公　告
○争議行為を行う旨通知があった件　四六〇
○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件　四六〇
福島県教育委員会教育長
○一般競争入札を行う件　四六一

告　示

福島県告示第六百七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第三項の規定により、公金の収納事務に係る指定公金事務取扱者（同条第二項の指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）から次のとおり変更の届出があった。

令和八年十一月四日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　指定公金事務取扱者の名称
　ニッテレ債権回収株式会社
二　変更事項
　名称
　（変更前）ニッテレ債権回収株式会社
　（変更後）ＮＴＳ債権回収株式会社

（児童家庭課）

福島県告示第六百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第十六項の規定により、山田地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業（一般型））を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和八年十一月四日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　縦覧に供する書類
　土地改良事業変更計画書の写し
二　縦覧の期間
　令和八年十一月五日から
　同　　月二十四日まで（二十日間）
三　縦覧の場所
　いわき市役所

（農村計画課）

福島県告示第六百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和八年十一月四日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　南会津郡只見町大字梁取字森戸沢二二九一の二・二二九一の八三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二二九一の三、二二九一の九五
　2　保安林として指定された目的
　　土砂の流出の防備
　3　変更後の指定施業要件
　　㈠　立木の伐採の方法
　　(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
　　(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
　　㈡　立木の伐採の限度
　　次のとおりとする。
二　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　南会津郡只見町大字黒沢字北山六八二の三〇、字上ノ山七八四の一・字大沢高テ六九三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
　2　保安林として指定された目的
　　土砂の流出の防備

3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
三　1　指定施業要件変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字楢戸字廻り戸一二三〇の一一、字上ノ山一六七七の五、一六九五の二
2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字廻り戸一二三〇の一一、字上ノ山一六九五の二
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
四　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字長浜字上前山一七九一の六から一七九一の一〇まで、一七九一の二五、一七九一の二六、一七九一の三四から一七九一の三七まで、一七九一の四七、一七九一の四九、一七九一の七二
2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
五　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡只見町大字亀岡字千石沢九八五から九八八まで、九八九の一から九八九の一八まで、九九一、字関林七一三の一・七一三の三九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七一三の二から七一三の二一まで、七一四の一
2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、只見町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第六百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和八年十一月四日
福島県知事　内　堀　雅　雄
一　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町宮沢字千度入一七三九の一、一七四〇、一七五〇
2　保安林として指定された目的
水源の涵養
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
二　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町白沢字阿多根一四二三の一四、一四二三の一五、一四二三の一〇四から一四二三の一〇六まで
2　保安林として指定された目的
水源の涵養

3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
三　1　指定施業要件変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町耻風字関沢山六二一の一、六二一の三、六五二の一、六五二の三
2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
四　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町大桃字後山一〇四二の一三四から一〇四二の一四七まで、一〇四二の一六一から一〇四二の一六四まで
2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
五　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町小塩字丸山一二七二の一、一二七二の四
2　保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
六　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町浜野字大久保山七六九の三、七六九の四
2　保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
七　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町古町字祖父林二六七一、二六七二の一、二六七二の二、二六七三から二六八二まで、二七〇五の一、二七〇五の二、二七〇六の一、二七〇六の三、二七〇六の四、二七〇六の五四、二七〇六の七六、二七〇六の八二、二七〇六の八六、二七〇六の八七、二七〇六の一三八、二七〇六の一四九、二七〇六の一五三、二七〇八の五、二七〇八の八、二七〇八の四六、字水林二七一四、二七一六、二七一八、字小白沢二八〇四の二、二八〇四の三、二八〇四の二九
2　保安林として指定された目的
水源の涵養
3　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
八　1　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町字青柳字入山一四一五の一一、一四一五の一四、一四一五の一五、一四一五の二一、一四一五の二二、一四一五の三二、一四一

五の五一

２　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

３　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字入山一四一五の二一、一四一五の三二

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

公　告

公告第二百三号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、福島県医療労働組合連合会執行委員長齋藤文子から賃金と雇用の確保、医師、看護師、介護職員など夜勤交替制労働者の勤務環境の改善等の要求に関して次のとおり争議行為を行う旨、令和八年十月二十一日付けで通知があった。

令和八年十一月四日

福島県知事　内　堀　雅　雄

一　日時　令和八年十一月五日から問題解決までの期間

二　場所　大原綜合病院、大原医療センター、医療生協わたり病院、生協いいの診療所、医療生協ふれあいクリニックさくらみず、訪問看護さくらみずステーションサテライトほほえみ、訪問看護やまなみステーション、訪問看護さくらみずステーション、医療生協わたり介護支援事業所、やまなみ介護支援事業所、ヘルパーステーションひだまり、老人デイサービスセンターひだまり、桑野協立病院、桑野訪問看護ステーション、医療生協郡山東介護保険センター、小名浜生協病院、小名浜生協病院付属せいきょうクリニック、小名浜生協病院訪問看護ステーションかもめ、小名浜生協病院訪問ヘルパーステーション、医療生協デイサービスセンター岡小名、小名浜生協病院通所リハビリテーション、医療生協在宅福祉センター、医療生協会津若松診療所、医療生協きたかた診療所、訪問看護ないろステーション、訪問看護きたかたステーション、白河厚生総合病院、白河厚生総合病院付属高等看護学院、ＪＡ福島厚生連農村健診センター、塙厚生病院、塙厚生病院併設介護老人保健施設久慈の郷、鹿島厚生病院、鹿島厚生病院併設老人保健施設厚寿苑、会津みさと診療所、坂下厚生総合病院、坂下厚生総合病院併設老人保健施設なごみ、ＪＡ福島厚生連本所、竹田綜合病院、竹田訪問看護ステーション、竹田地域包括支援センター、竹田指定居宅介護支援事業所、竹田綜合病院通所リハビリテーションＴＲＹ、竹田ほほえみデイサービスセンター、竹田綜合病院附属芦ノ牧温泉病院及び山鹿クリニック

三　概要　ストライキを含む争議行為を随時行う。

（雇用労政課）

公告第二百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和八年十一月四日

福島県知事　内　堀　雅　雄

土地改良区の名称

矢吹土地改良区

退任した役員

役別	氏名	住所
理事	蛭田　恭昭	西白河郡矢吹町寺内西一八五番地
同	加藤　幸一	郡中島村大字川原田字下町九三番地
同	藤田　幸治	郡矢吹町松倉五五一番地一
同	佐藤　三二春	郡同　町根宿五四七番地
同	岡崎　長一郎	郡同　町中畑一七六番地
同	鈴木　哲夫	郡同　町寺内西一七五番地
同	吉田　忠雄	郡同　町平鉢九五番地
同	小室　悠一	郡中島村大字滑津字岡ノ内四五番地
同	佐久間　義郎	郡矢吹町三城目三六番地
同	関根　達矢	郡同　町三城目一三二番地
同	小針　章利	郡同　町中沖一七番地
同	吉田　武	郡同　町堤九六番地
同	円谷　正尚	郡同　町中野目東三八番地
同	伊藤　正恵	郡同　町上宮崎三〇番地三
同	青木　光貴	郡同　町住吉一二五番地
監事	大和田　昭雄	郡同　町鍋内一九〇番地
同	小針　由浩	郡中島村大字滑津字代畑三九番地
同	遠藤　正一	郡矢吹町花の里四一番地
同	陳野　秀敏	郡同　町弥栄三八二番地

就任した役員

役別	氏名	住所

理事　蛭田　拳昭　西白河郡矢吹町寺内西一八五番地
同　加藤　幸一　郡中島村大字川原田字下町九三番地
同　水野谷　一男　郡矢吹町松倉三四八番地
同　後藤　正一郎　郡同　町根宿一四七番地三
同　岡崎　長一郎　郡同　町中畑一七六番地
同　髙久　和正　郡同　町中畑三五二番地
同　鈴木　哲夫　郡同　町寺内西一七五番地
同　畠山　道也　郡中島村大字滑津字小針二四番地一
同　小針　覚　郡矢吹町三城目三九番地
同　関根　正之　郡同　町天開六二〇番地
同　飯島　功　郡同　町中沖一一番地
同　薄葉　好弘　郡同　町神田西一七三番地
同　円谷　茂正　郡同　町明新下二九五番地
同　坂路　忠伍　郡同　町花の里五〇番地
同　青木　良次　郡同　町住吉一四〇番地
監事　柏村　守　郡同　町平鉢一一九番地
同　小室　弘幸　郡中島村大字滑津字代畑二二番地
同　根本　孝一　郡矢吹町八幡町六八番地二
同　陳野　秀敏　郡同　町弥栄三八二番地

（農村計画課）

福島県教育委員会教育長

公告第１７号

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立本宮高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第６条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の３第１項の規定により公告する。

令和８年11月４日

福島県教育委員会教育長　鈴　木　竜　次

１　入札に付する事項

⑴　借入物品の名称及び数量　福島県立本宮高等学校情報教育コンピュータシステム一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）

⑵　借入物品の仕様等　入札説明書及び仕様書による。

⑶　借入期間　令和９年２月１日から令和15年１月31日まで

⑷　納入場所　入札説明書及び仕様書による。

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。

⑵　３に掲げる日から入札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあっては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

⑷　３に掲げる日から過去３年以内に、この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有す

る者であること。
⑸　当該物品を借入期間中に確実に貸与できる者であること。
⑹　当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中に確実に履行できる者であること。
３　入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、２の⑷から⑹までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和８年11月25日（水）午後４時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、同日同時刻まで必着とする。
郵便番号969-1101　福島県本宮市高木字井戸上45番地
福島県立本宮高等学校　事務室
電話0243-33-2120
４　契約条項を示す場所及び期間
３に掲げる場所において、令和８年11月４日（水）から同月20日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前９時から午後４時まで
５　入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
⑴　配布期間　４に掲げる期間に同じ。
⑵　配布場所　３に掲げる場所に同じ。
⑶　その他　郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格Ａ列４番の大きさの用紙45枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、３に掲げる場所まで令和８年11月20日（金）午後４時までに必着で請求すること。
６　入札及び開札の日時及び場所等
⑴　日時　令和８年12月14日（月）午後２時
⑵　場所　福島県立本宮高等学校　会議室（福島県本宮市高木字井戸上45番地）
⑶　その他　郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和８年12月11日（金）午後４時までに３に掲げる場所に必着とする。
７　入札保証金及び契約保証金
⑴　入札保証金　この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の３以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
⑵　契約保証金　落札者は、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第１項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
８　入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県立本宮高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
９　入札の無効
２の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
10　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札方法　落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑶　落札者の決定方法　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑷　契約書作成の要否　要
⑸　福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等　福島県立本宮高等学校長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成８年福島県告示第320号）第１条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄する

ことができる。

⑹　その他　詳細は、入札説明書による。

11　Summary

⑴　Nature and quantity of the products to be leased: Computer system for education at Fukushima Prefectural Motomiya High School, including its delivery, installation, assembly, adjustment, maintenance and removal, etc 1 set

⑵　Time-limit of tender (by hand): 2:00 p.m., 14 December 2026

⑶　Time-limit of tender (by mail): 4:00 p.m., 11 December 2026

⑷　Contact point for the notice: Fukushima Prefectural Motomiya High School, 45 Idogami, Takagi, Motomiya City, Fukushima 969-1101 Japan TEL 0243-33-2120

（教育総務課）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
再生紙を使用しています。　【定価　１箇月 3,560円】
発行者　福　島　県
印刷所　株式会社 第 一 印 刷